

[調査]

SNA 改訂の現状と問題

倉 林 義 正

1. ま え が き

現行の SNA が第 1 回の統計委員会(1968 年)の承認を得て 1968 年に公刊されて以来すでに四半世紀以上の年月が経過した。この間に SNA は「国民経済計算の標準体系」として世界の多くの国から支持を得て、不動の地位を確保したのである。しかし、2 度にわたる石油危機をくぐり抜け、かつまた 70 年代のはじめに端を発した国際的な通貨動揺は昨今の世界経済の運営と動向に対して再び深刻な陰を落しつつあるかに見える。先進国のみならず開発途上国をもまき込んだこれらの世界経済の構造変動は、1960 年代の後半旧 SNA から現行 SNA への改訂の過程においては予見しえなかった幾多の変化を伴うものであった。これらの構造変動に対し「国民経済計算の標準体系」が対応と変更をせまられつつある問題も決して少なくはないはずである。ここに現在の時点において、とくに SNA の改訂が考慮の俎上にのせられる根本的な理由がある。そうしてこの SNA の改訂の動向に対し世界のエコノミストと統計専門家、とくにヨーロッパの人びと、は重大な関心を持って注目しつつある。

ところがわが国では、かつてあるジャーナリズムによりくり上げられた「くたばれ GNP」の意図的なキャンペーンの例が示すように、地道な研究分野においても俗耳をくすぐるジャーナリズムに流行するキャッチフレーズにのみ目を奪れ勝ちで、ややもすれば研究の大道と本質的動向を見失う傾向がある。SNA 改訂に対する人びとの対応もまた 1 つの好例である。驚くべきことに、私は大学をはじめとするわが国の研究機関から刊行される紀要および経済専門誌においてこの SNA 改訂を主題とする研究のあることをほとんど知らない。のみならずこれまでの SNA 改訂をめぐる国際的なフォーラムの中で自身の意見を開陳するわが国の研究者に遭遇した経験を持ち合わせたことがない。このような研究の動向に対する認識の落差に直面するならば、有識の専門家にとっては必ずしも新しいことではない SNA 改訂の昨今の動向について 1 つの見通しを与えておくことはなにがしかの意義があるかと考えられる。

小論は以下の各節から成っている。まず、第 2 節においてこの改訂の動きを推進する直接の契機となった『ラグルス・レポート』の論点を要約するとともに、その後の改訂に及ぼした影響と問題点を考察する。つづく第 3 節では『ラグルス・レポート』おそびその成立の母体となった「SNA の検討と開発のための専門家会議」の結論を承けて、国連統計局により 1983 年国連本部で開催された第 22 回統計委員会に提案された SNA 改訂のための長期計画に基づいて設置されるに至った「国民経済計算に関する国際機関間作業グループ」(Intersecretariat Working Group on National Accounts 以下簡単に SNA 作業グループと略称する)の活動に論及する。第 4 節ではこの SNA 改訂に対する学界からの反応を要約する趣旨から 1985 年 8 月オランダのノルトウイカーフウト(Nordwijkerhout)で開催された「国際所得国富学会」(International Association for Research in Income and Wealth—略して IARIW)の第 19 回における SNA 改訂に関する特別セッションにおいて展開された議論を要約し、その問題点を明らかにする。なお紙数の制約によって小論では立入ることができなかったが、以上の展開を承けて SNA の改訂作業は現在着実に前進しつつある。とくに(本稿を準備する段階である 1987 年末現在の時点において)、1986 年 6 月以来 4 回にわたって専門家会議が開催され、すでに改訂 SNA の構造、価格と数量の時間および空間比較、家計部門勘定、国際収支表との調和についての議論が進められた。これらの専門家会議における議論と問題点については別に検討の機会を待ちたい。なおこれらの考察を進めるに当っては『ラグルス・レポート』をはじめとしてすでに言及したさまざまな専門家会議、および SNA 作業グループに提出された文書に依拠した。

2. Ruggles Report の概略とその問題

SNA の改訂に話を進めるには話題をひとまず 1975 年にまで遡らなければならない。この年の 12 月ヴェネズエラのカラカスにおいて国連統計局の主催によって「改訂(1968)SNA に関する地域間セミナー」が開催され、主

として開発途上国に焦点を合わせ SNA の実施の状況とその問題点を洗い直すための専門家による会合が持たれたことは SNA 見直しの第 1 歩を踏み出したものと画期的な出来事であった¹⁾。したがって SNA の実行とその見直しを含めた改訂作業は、このカラカスにおける「地域間セミナー」に端を発していると考えることができよう。

1980 年代に入ると同じく国連統計局の主催で SNA をめぐって 2 つの専門家会議が持たれている。その 1 つは 1980 年 4 月に国連本部で持たれた。ここではじめて SNA の改訂を含め将来の作業の一般的方針が議論された。この一般的方針として専門家会議が、改訂の焦点として i) 体系の明確化と ii) 統計の他の国際規準との間の整合性を改善することを指摘した。この考え方に添って、同専門家会議が統計の連続性をも考慮して将来なさるべき改訂は小幅の手直しに止めるべきであるとの見解を表明していることは興味深い。かくして SNA の改訂に対し一歩を踏みこんだ国連の統計局は、SNA 改訂をめぐる具体的提案を求めて第 2 の専門家会議を 1982 年 3 月に開催する段取りとなる。上述の『ラグルス・レポート』はこの専門家会議における討議のための基調論文として準備された。重要な文書であるから標題を掲げよう。

“The System of National Accounts : Review of major issues and proposals for future work and short term changes,” prepared by Professor Richard Ruggles, ESA/STAT AC. 15/2.

すなわち今回の SNA 改訂の基調はこの『ラグルス・レポート』を軸にして展開せられて来たと言っても過言ではない。そこでまずこの『ラグルス・レポート』の主張するところを要約し、ついでそれが SNA の改訂作業の中で持つ意義を考えることにしよう²⁾。

1) このことについては、倉林義正・作間逸雄『国民経済計算』東洋経済新報社、1980 年、p. 35 参照。

2) よく知られているように旧(1953)SNA から現行の(1968)SNA に至る SNA の基本的な構造は先年ケンブリッジ大学を退官したストーン教授によって確立された。筆者は、勘定体系の設計と分類の構造の観点に照らし、現行(1968)SNA の特徴は、①実物と金融の 2 分法と②スクリーン勘定の機動的利用[倉林・作間『国民経済計算』pp. 86-87 参照]とに要約できると考えるのであるが、ラグルス教授は、同夫人(Nancy Ruggles)と共著 Nancy Ruggles & Richard Ruggles, *The Design of Economic Accounts*, National Bureau of Economic Research, New York, 1970 において後に両者によりしばしば「取引主体/取引」原則(“transactor/transaction” principle)と命名される記録と表示の方法に基づいて、スクリーン勘定の実在を否定する

2. 1. Ruggles Report の論点

『ラグルス・レポート』の考察を進めるに当たっては、読者による前記文書参照の便宜を考慮して、このレポートが専門家会議で検討された後の発展に即して国連統計局の手でなされた最小限の加筆と編集の後に公刊された以下の論文に依拠するのが便利であろう³⁾。

この『ラグルス・レポート』の中核を形作るのが Review of Major Issues と題された部分であって全文書の約九割を占める。ここで 3 つ論点が扱われている。すなわち、i) 勘定体系と部分分割、ii) 概念上の諸問題、iii) 他の統計体系との調和(harmonization)がそれである。この中の第 3 の論点は、SNA の外縁を形成するいくつかの統計体系、例えば IMF の所管である「国際収支表」、「財政統計」(Government Finance Statistics)との調和、SNA と MPS のリンク、地域勘定と四半期別勘定が検討の俎上に置かれている。いずれも重要な問題ではあるが、さし当り当面のわれわれの考察からは省くことができよう⁴⁾。

とともに、実物と金融の 2 分法に基づいて設定された SNA の部門分割に代えて制度部門によって一貫された体系を提示することによって、1968 SNA を批判する立場を明らかにした。そのラグルス教授が 1968 SNA の改訂の着手に当たって基調となる方針を設定する役割を荷うことについて SNA をめぐるストーンおよびラグルス教授両者の宿命的なかかわりに若干の感慨を感じざるをえないのであるが、紙幅の制約のためそれについての詳しい論及に立入る余裕はない。さらにラグルス夫人は、1975 年以来約 5 年の長きにわたって国連統計局の次長として SNA の見直しを含む国民経済計算関連分野の研究と実践の指導に当たった。とくに 1980 年のはじめに実施された National Accounts Questionnaire の改訂は、国連統計局が刊行する「国民勘定統計年鑑」(Yearbook of National Accounts Statistics, 現在は National Accounts Statistics と改名)編集のためのデータの収集と表章の便宜の目的だけに止まらず、SNA の概念と体系の変更に通じるいくつかの論点を含むものであり、この Questionnaire の改訂と SNA 改訂作業のかかわりを明らかにすることも小論の考察にとって少なからぬ重要性を持つと考えるが、同様の理由によって詳しい議論に立入る余裕を持っていない。

3) “The System of National Accounts : Review of major issues and proposals for future work,” *Statistical Journal of the United Nations*, Part I, pp. 119-135; Part II, pp. 229-241; Part III, pp. 329-341, 1984. とくに同論文の末尾に付録された関連文献目録は SNA 改訂の研究にとってすこぶる有益である。

4) 「国際収支表」を SNA の外縁と考えてよいかどうかについては疑問の余地がある。むしろ『国際収支表提要』(IMF, *Balance of Payments Manual*)第 3 版

2.1.1 勘定体系と部門分割をめぐる問題

勘定体系の設計と部門分割は相互に密接に関係しており、それゆえに『ラグルス・レポート』もこれらの問題を検討するのに当り両者を一括して、(イ)フロー勘定に関連する問題と、(ロ)ストック勘定に関連する問題とに分けて考察している。小論もこの順序に従って考察を進めるが、概して言うところ『ラグルス・レポート』におけるこれらの問題の検討は勘定設計よりも部門分割に関連する問題の方に偏っているように思われる。

(イ) フロー勘定に関連する問題

勘定設計の問題として2つの問題が指摘されている。第1は、ヨーロッパ共同体統計局(EUROSTAT)によって提案された国民経済計算の体系であるESA(The European System of Integrated Economic Accounts)とSNAと一層緊密な結びつきを確保する立場から制度部門別の生産勘定の設定が提案されていることである。第2は、SNAによって代表されるマクロ経済勘定とセンサスないしサーヴェイ調査の客体となる個別の経済主体もしくは統計単位に関する情報を集約するマイクロ・データベースとのリンクを推進する見地から両者を同一の概念と分類の枠組で一貫することが主張されている。このマクロ勘定とマイクロ・データベースとのリンクは、単に経済データのみならず、広く社会・人口データの開発に利益するところが大きいことが併せて強調されている点に注意しておこう⁵⁾。

(1961)が主張するように「国際収支表」を国民経済計算体系を構成する不可欠の一要素と考える立場もあるからである。しかしこの立場は『国際収支表提要』第4版(1977)に至って後退し、「国際収支表」の独自性を前面に押し出すようになってきている。『ラグルス・レポート』も原則としてこの第4版の立場を受け継いでいるようである。

5) 上述のマイクロ経済データベースをマクロ経済勘定と連結させ、その情報源として利用する方法の開発、およびその実際への適用はラグルス夫妻が過去10余年にわたって推し進めて来た重要な研究プロジェクトである。この研究分野に対するわが国の研究者の関心は低調であり、著しい立おくれが観察される。紙幅の節約のためこの重要な問題に詳しく立入る余裕を持たないが、この研究分野に対する簡単な紹介は、倉林義正・松田芳郎「研究・開発の社会会計」『経済研究』1981年4月号、においてなされている。またマイクロ・データベースの開発は併せて大容量データセットの統計解析の方法論の開発およびその利用と言う新しいフロンティアへの展開を予想させる。この点に関しJ. C. Deville and E. Malinvaud, "Data Analysis in Official Socio-economic Statistics," *Journal of Royal Statistical Society, Series A*, December 1983 は著名な計量

部門分割に関しては企業、家計および政府のそれぞれの部門に関する問題がとりあげられている。実物と金融の2分法に立脚するSNAの部門分割の原則を否定し、制度部門別の分割で勘定設計を一貫させることがラグルス夫妻の立場であるが、この方針は『ラグルス・レポート』においても受け継がれている。部門分割に対するラグルス夫妻の一元論的発想はさきに言及した *The Design of Economic Accounts* にも明らかであるが次の事例によって確かめることができる。国連統計局では1980年代のはじめSNAの解説と普及を目的とする *Handbook of National Accounting* のシリーズを企画し、その第一着手としてラグルス夫人をコンサルタントとして *National Accounts Statistics* を作成するため解説と作成の手引きの作成を委嘱した。この需めに応じて作られたのが *User's Guide to the United Nations Yearbook of National Accounts Statistics, Draft, September 26, 1983* である。この成稿はやがて *United Nations, Accounting for Production: Sources and Methods, Handbook of National Accounting, Studies in Methods, Series F, No. 39, New York, 1986*, として公開された。問題の部門分割に関しラグルス夫人の原稿は、「SNAは取引の主体として5つのタイプを認定し、それらを4つの主要な部門に編成している。これらの取引主体とは、1. 政府、2. 法人および準法人企業、3. 非法人企業、4. 家計、5. 家計に奉仕する民間非営利機関、である」(*Users' Guide, Draft, para. 47*)となっているが、*Accounting for Production* の対応する箇所では、SNAの思考に従って、「SNAでは取引主体は2つの仕方ではグループ分けされている。第1のグループ分けは、活動の種類別であって、生産の意思形成が主としてなされる生産者の部門に関連する。…第2のグループ分けは資金調達の意味形成にたずさわる取引主体をグループに分ける制度別部門に関連する」(*Accounting for Production, para. 13*)と叙述されており、ラグルス夫妻の部門分割を制度別部門により一元化する思想が明瞭に看取されるからである。

さて個々の部門について『ラグルス・レポート』がとり挙げている問題を見て行くと、企業部門の問題としてはSNAが非金融法人企業のグループの中で準法人企業を別掲することに対する疑義が提出されている。根拠とされる理由は3つある。第1、各国にとって「準法人企業」として認知されるためSNAが与える指示が実行可能ではない。第2、SNAでは「準法人企業」と認定され

経済学者によるこの新しいフロンティアに対する積極的関心と対応を示す好例である。

ない非法人企業は、それが民間のものであれば家計に、また公共のものであれば一般政府に含めるとしている。この取扱いを実行する主たる根拠は非法人企業から“準法人企業”を分離できないことにあるが、論拠が説得的でない。第3、“準法人企業”の認定において、例えばESAが採用しているような、規模による認定基準は恣意的であって実効のある認定基準とは認められ難いと言うのがこれらの理由である。実際のところ1968 SNAの公刊以来部門の定義と分類上の最大の困難とされているのが“準法人企業”の認定である。計数の公表において、例えばわが国のそのように、“準法人企業”の明示的な分離を欠く公表系列も少なくない。しかしそれだけの事実もしくは『ラグルス・レポート』の指摘する3つの理由から早急に“準法人企業”の解消を結論づけてよいかどうか。もともと法実体もしくは法実体の族として法人組織の形態をとらない非法人組織体に法人企業に準ずる機能を賦与しようと言うのがSNAにおける“準法人企業”別掲の趣旨であるとすれば、『ラグルス・レポート』の掲げる3つの理由は、消極的に“準法人企業”の再検討を促す根拠とはなりえても、より積極的に“準法人企業”を解消する論拠とはなりえないのではなかろうか。筆者はなお掘り下げた説明が必要であると考える。

家計部門との関連で『ラグルス・レポート』は“対家計民間非営利団体”を独立の制度部門として設定することの得失を議論している。同レポートは、SNAが“対家計民間非営利団体”を独立の部門として設定して扱ったことがi)不必要かつ実行不可能な細部にこだわった結果、ii)国民経済計算体系に課せられた主要な要求である経済活動をマクロ的に総覧する集約的な情報を欠くことの懸念に基づいて“対家計民間非営利団体”を家計部門と統合することを提案している。『ラグルス・レポート』の指摘にまつまでもなく、“対家計民間非営利団体”のGDPに対する寄与が小さい(1984年の日本の計数で約2.0%)ことは事実である。しかし、いわゆる“サービス経済”の進展は同時に“対家計民間非営利団体”の役割の拡大を確認し、かつ増進させる傾向にある。のみならずこのレポートが専門家のグループで検討された後ラグルス夫妻によってなされた研究⁶⁾によると非営利団体所得の国民所得の中に占めるウェイトは1980年の計数で約2.6%であって、若干日本の数字を上まわる結果が得

られるのである。“対家計民間非営利団体”を家計の中に解消してしまうのには、その重要性を否定するための綿密な理論的検討と多くの実証を必要としていると言わなければならない。

『ラグルス・レポート』は政府部門に関連する問題にかなりのページを割いている。原則的な考え方として、SNAは“一般政府”と“公的企業”(public enterprises)とから構成される“公共部門”勘定を具えていないため、公共部門の活動が残余の社会と経済にどのような影響を与えるかを的確に把握することができないとして、“公共部門”勘定の導入を主張するのが『ラグルス・レポート』の立場である。同レポートによると“一般政府”は“政府サービスの生産者”と“部局企業”(departmental enterprises)とから成るから、“公共部門”の設定をするには“部局企業”を明示的に定義しなくてはならない。ところで、同レポートは“部局企業”とはしばしば企業の事業所によって提供される財・サービスを民間に販売したり、あるいは政府に提供したりする政府の部局および類似の単位の携わる活動を包含する。このタイプの政府活動は2つの部分クラスより成っている。第1は、その産出を他の政府単位に提供するもの(付随的機関)であって、印刷局、修理工場などがこの例に入る。第2はその産出を一般大衆に販売するものであって、通例は規模の小さいものである。公共の施設に付設されるカフェテリアはこの例に当る。ところが以下のもろもろの理由によって上述の“部局企業”の明示的定義は甚だしく困難であると言うのが『ラグルス・レポート』の論点である。

まず付随的機関について言えば、政府と民間企業の双方の活動範囲が入り組みかつ複雑になってくるに伴って企業の事業所によって提供されるタイプの活動との境界を区別することがますます難しくなってくる。付随的機関により他の政府単位に提供される産出の価格がしばしば企業の事業所によって供給される市場価格を反映しそうにもないことを根拠として、付随的機関は現実の問題としてしばしば企業の事業所によって生産される産出を生産し、かつまたそれと競争的な価格を設定する政府単位に限定せざるを得なくなる結果になる。

つぎにその産出を一般大衆に販売する“部局企業”についてもそれが“部局企業”として認知される以上、このカテゴリーは一方において“公共準法人”と、また他方において“政府サービスの生産者”と識別されていなくてはならない。例示に見たような小規模な販売を行う単位を“公共準法人”として格付けすることはできない。またその単位が行う活動を“政府サービスの生産者”が

6) Richard Ruggles and Nancy D. Ruggles, “The Integration of Macro and Micro Data for Household Sector,” *Review of Income and Wealth*, September 1986.

実行する重要ならざる活動と区別することも困難であろう。結局のところこのタイプの“部局企業”の活動は現実の問題として“政府サービスの生産者”によるそれとして扱われざるをえないのである。

従って、以上の『ラグルス・レポート』における推論が導く帰結は、たとえ“部局企業”が携わる活動の存在を確認することができるにしても、これらの活動は結局のところ“公的企業”もしくは“政府サービスの生産者”のいずれかの活動として吸収され、認知されざるをえない性質のものであると言うことである。換言すれば、“部局企業”の活動を別掲し、表章する理由はなにもないのである。このことの当然の系論として“政府サービスの生産者”と“一般政府”を識別する根拠もまた失われることになる。先行する議論と併せて、“政府サービスの生産者”および“対家計民間非営利サービスの生産者”を必要としないとするならば、ラグルス夫妻が年来主張して来た SNA を制度部門別で一貫した体系に転換させることに対する途が開かれたと言うことになるであろう⁷⁾。

以上の政府部門に関連する『ラグルス・レポート』の論点は、同レポートの中でも特に力点が置かれている個所であるが、同時に SNA の理解をめぐるかなり問題のある部分でもある。ここで若干の問題点を指摘しておこう。第1、まず確認しておくべきことは言うところの“部局企業”について SNA は一切言及していないことである。SNA の解釈に従えば、付随的機関は「産業の核が典型的に生産する財・サービスを市場価格もしくは名目価格で陽表的な資金のフローなしに提供する単位」として“付随的政府企業”に格付けされる。すなわち、付随的機関は産業の核以外の産業の構成要素である。また、さきのカフェテリアの例に見られるようなその産出を一般大衆に販売する“部局企業”は、政府所有単位が、「産業の核で典型的に生産される財・サービス」を市場向けに政策的な理由から安価に提供している場合に該当する。従ってこの単位が事業所として通常の政府サービス提供単位と分離できる限り、同じく産業の核以外の産業の構

成要素となる。すなわち、『ラグルス・レポート』に言うところの“部局企業”は「産業の核が典型的に生産される財・サービス」を産出するがゆえに産業の中に含まれるのであって、“部局企業”の用語に誘惑される余りその部分クラスを“政府企業”と“政府サービスの生産者”に対応させることは SNA の根幹にある実物と金融の2分法を全く無視した発想の混同があると言わざるをえない。第2、“部局企業”を“一般政府”と“政府サービスの生産者”の差(集合)とする『ラグルス・レポート』の定義にも問題がある。言うところの“部局企業”が“一般政府”の中に含まれることは正しい。しかし、そのことからただちに“部局企業”が“一般政府”と“政府サービスの生産者”の差であることは導かれぬ。SNA の定義によると、“一般政府”は、“政府サービスの生産者、”というところの“部局企業”のほかにも、“準法人企業に分類されない政府企業”と“公的貯蓄機関および公的貸出機関の一部”から構成されているからである。これらの政府単位を“部局企業”の中に含めることは、すでに詳しく説明した『ラグルス・レポート』の推論と叙述に照らし全くの論理的矛盾と言わなくてはならない⁸⁾。

『ラグルス・レポート』は政府部門に関するもう1つの問題として社会保障基金の処理を検討している。SNA の制度部門別の分類によると、社会保障基金は、中央政府、州および地方政府と並んで“一般政府”の亜部門を構成することになっている。しかし『ラグルス・レポート』は、(イ)この社会保障基金と民間もしくは公的金融機関に含められる社会保障機能との境界線が必ずしも分明でないこと、(ロ)基金の管理者が資本市場のオペレーションに参加する裁量的な権能を持つばかりでなく、基金への拠出と利益配当の大きさがこれらのオペレーションの結果によって左右されるとするならば、当該基金を——基金の管理者が選ぶところから従って——公的のもしくは民間の金融機関として扱うのが適当であろうと言っている。SNA はこの処理を支持しているわけではないが(SNA, paras. 5.27 and 5.57)、公的および民間の社会保障機能をめぐる慣行に 1968 SNA の刊行以来制度的な

7) SNA を典型とする国民経済計算の「一枚岩の」(monolithic)体系に代えて core と modules とから編成されるより弾力的な体系を提案する Bochove, Tuinen もまた、そのコア体系の設計において産業の生産勘定からの「部局企業」の排除と、従って一般政府による一貫的処理を主張しており、この考え方は『ラグルス・レポート』と共通する(C. A. van Bochove and H. K. van Tuinen, “Flexibility in the Next SNA: The Case for an Institutional Core,” *Review of Income and Wealth*, Series 32, No. 2, June 1986, p. 145 参照)。

8) この点で(産業、政府サービスの生産者などの)等質的生産単位は制度単位の集合に含まれる部合集合とはなりえても、異なる2つの制度単位の集合の共通部分とはなりえないとする認識(例えば, André E. Nivollet, *La nouvelle Comptabilité nationale*, Cahiers Français No. 193, Octobre-décembre 1979, La documentation française 1980, p. 21)は SNA に固有する「実物と金融の二分法」に由来する部門分割の二重性を正しく指摘したものと云えよう。

変化が認められることも事実の問題として検討と考慮の対象となりえよう。

このことに関連してラグルス夫人は別の論文⁹⁾の中で、(イ)上述の社会保障基金に関する SNA の取扱いとは社会保障機構の管理が本来の政府機能から完全に分離され、資金に関する意思形成の独立の中心を形成しているようなスウェーデン型の社会保障機構を想定したものであること、(ロ)将来の社会保障給付に法的な権利を賦与するもののストックとしての「社会保障の富(social security wealth)」に対する社会一般の関心が高まるにつれてかつまた基金の支払能力に対するデータの重要性が増大するに伴って SNA の現行の処理が最善の解決とは思われないと指摘している。この立場も前述の『ラグルス・レポート』と軌を同じくするものと言えよう。ただし、それに先立って現行 SNA の取扱いを根本的に変更するのに十分な社会保障機構に関する制度的変化が現実に行いつつあるかどうかに関し各国の事例の比較に即した綿密な点検がなお必要であろう。

(ロ) ストック勘定と再評価勘定に関連する問題

この分野について『ラグルス・レポート』は3つの問題群をとり挙げて言及している。第1は、ストック勘定および再評価勘定に対するインフレーション会計の位置づけ、およびこの考察から示唆される所得概念に対する再検討である。第2は、土地、地下資源、および無形資産の取扱いに関する概念上の問題である。第3は、最近 EUROSTAT と OECD の専門家の間で注目されている“金融的賃貸”(financial leasing)の取扱いに関する問題である。

『ラグルス・レポート』はこのインフレーションのもたらす衝撃を国民経済計算の体系の枠組の中でどのように受止めて、かつその体系に表章すべきであるかについての解明を企図した『ヒバート報告書』¹⁰⁾が国連の『貸借対照表ガイドライン』(United Nations, *Provisional International Guidelines on the National and Sectoral Balance-sheet and Reconciliation Accounts of the System of National Accounts*, Statistical Papers, Series M, No. 60, New York, 1977)に提示されている SNA の拡充としての国民貸借対照表と部門別勘定の基本的構想の趣旨に添

うものであること。ことに、同報告書が部門別の貸借対照表と調整勘定の枠組の中でインフレーションの衝撃の解明を企てていることは SNA に代表される国民経済計算体系の分析的役立ちを立証するものとして高く評価している。併せて、この種のインフレーションの衝撃の解明に関連して「交易条件の変動効果」を特殊の場合として含む相対価格の変動効果を GDP の不変価格表示の計測に含ませる試みを1つの重要な問題点であるとして注意を促している。

『ラグルス・レポート』が第2の問題群をとり挙げるに当たって関心を抱く視野は、それらがいずれもフロー勘定における資本形成と直接に関連することのない資産価値の変動に関連することである。指摘される問題は3つある。第1は資本化されるべき開発費用の範囲をどう定めるかである。もともと探査費用と開発費用は別個の活動のために支出されるコストではなく、一体の連続的のプロセスを営むためのコストであると認識するならば、資本化されるべき価値は両者のコストの合計であると考えなければならないであろう。第2は資産と減耗に関する問題である。埋蔵されてある資源は無尽蔵ではない。すなわち資源の利用は減耗を招く。ところが一方において資源のペースは一定ではなく、新発見によって変動する。埋蔵資源の範囲を確定し、評価することは非常に難しい。一般には貸借対照表に記録される埋蔵資源は「存在が確認された」(proven)埋蔵物に限定されるべきものと考えられている。すなわち「存在が確認された」埋蔵資源であるからにはこれらの埋蔵物は経済的に採取可能であることが必要である。なお国連統計局が招集した1980年の専門家会議において「存在が確認された」埋蔵資源の価値変化を計算する場合価格変化だけでなく新発見と減耗の影響をも反映させるべきであることについての合意が得られていることを注意しておくべきであろう。第3は土地と建物に対する賃貸料(rent)の取扱いに関する問題である。SNA では土地の賃貸に対する代価は純賃貸料として記録されるのに対して、建物の賃貸に対する代価は(商品タイプ)のサービスの購入・販売とみなされる。『ラグルス・レポート』はこの非対称的処理の問題を決着させるためには、土地の純購入と類似の処理がなされている著作権や特許権等の無形非金融資産の購入、賃貸、およびロイヤリティとして記録されるこれらの資産の使用に対する支払いとの相違を明確にすることが必要であると言っている。

土地と建物に対する賃貸料をめぐる『ラグルス・レポート』の指摘は問題の所在それ自体なら異議を申立て

9) Nancy D. Ruggles, "Financial Accounts and Balance Sheets: Issue for the Revision of SNA," *Review of Income and Wealth*, March 1987.

10) Jack Hibbert, *Measuring the Effects of Inflation on Income, Saving and Wealth*, OECD, Paris, 1983. なお J. ヒバートは現在の英国中央統計局 Central Statistical Office) 局長。

る性質のものではない。だがこの指摘が SNA を正確に読み込んだ後の指摘であろうかと言うことになると話は大幅違って来る。SNA にあって土地の賃貸と建物に対する賃貸の取扱いに非対称性があることは『ラグルス・レポート』の指摘する通りである。とくに後者に関しては商品タイプのサービスに対する購入ないし販売として記録される。なぜそれが賃貸料と認知されないのか。SNA では建物の賃貸をもって他の経済主体が所有している排他的な権利の限定的使用に類似すると考える。すなわち、この点では取引の性質はロイヤルティのそれと類似する。ところが、建物の賃貸には同時に管理サービスが附随するが故にこれらの商品タイプのサービスの購入ないし販売として記録するのである。従って SNA における建物の賃貸に対する処理には『ラグルス・レポート』の言う無形非金融資産の購入、賃貸および使用に対する支払いとの明確な相違がすでに明確に認識されていることを注意せねばならない。

“金融的賃貸”とは財の所有者(貸し手)と財の使用(借り手)との間の長期の賃貸契約であって、賃貸契約の終了までの相当の期間にわたって所定の賃貸料の支払いと引換えに借り手は当該財を占有し、使用するものと言う。この賃貸料は当該財の供給に対する資本支出、附随する費用および資金調達費用をカバーするに十分な大きさである。従って当該財の維持と修繕の費用、賃貸の条項に関連するあらゆる危険は借り手によって負担される。当該財を選択したり、その供給者と交渉に当るのは借り手である。“金融的賃貸”における貸し手の役割は純粋に金融的なものに限定される。この賃貸の方法は外の資金調達の方法、例えば貸出しとか賦払い、にとって代わるものである。この意味で“金融的賃貸”は有形資産の“営業的賃貸”(operating lease)と対比される概念である。“営業的賃貸”にあっては賃貸の対象が当事者の双方にとって市場サービスとして認知される。これに対して“金融的賃貸”では当該財を取得するための資金調達の方法であるところに眼目がある。SNA が有形資産の賃貸について“営業的賃貸”を想定した取扱いを考えているに過ぎないから、“金融的賃貸”に対しては別個の取扱いが必要であろうし、一般に SNA における有形資産の賃貸の定義を変更することが必要となってくるであろう。ここで『ラグルス・レポート』は“金融的賃貸”の処理についてやや立入った提案を行っているが、紙幅の制約のため詳細にはこれ以上立入らないことにする¹¹⁾。

11) Bochove と Tuinen はこの金融的賃貸に関する処理をコア体系の中にとり入れることに対して、後に

2.1.2 概念上の諸問題

『ラグルス・レポート』が概念上の問題として検討している問題は、大別すると3つにまとめることができる。第1は、市場の外にある取引の帰属(non-market imputations)をめぐる問題である。第2は年金および生命保険の取扱いに関連する問題であり、第3の問題は政府および家計の最終消費支出に関連する。

(イ) 市場の外にある取引の帰属

『ラグルス・レポート』はまず最初に市場の外にある取引に対する帰属の範囲をどこに定めるかについて家計の活動を例にとって検討している。この問題は、とくに開発途上国で関心の持たれる自給生産(subsistence production)の定義とも密接な関係を持つものでもあるし、また経済福祉の計測の観点から妻の家事労働の評価の問題にもつながっている。しかし、ここではこれらの問題に対する『ラグルス・レポート』の検討に立入ることなく、むしろ国民経済計算にとって市場の外にある取引に関する帰属の典型の1つである自己所有家屋の帰属の考察に進むことにしよう。

自己所有家屋の帰属に関する『ラグルス・レポート』の結論は、SNA の処理が自身の「取引主体/取引」原則から全く乖離していると言うことである。なぜか。理由はこうである。自己所有家屋のサービスを帰属推定するのに当って SNA は家屋の所有者を家屋を自身に賃貸する事業に従事する擬制的な非法人企業の業主とみなすのである。帰属家賃は一方において家計の消費支出の中に含まれ、また他方において擬制的企業の収入の中に入る。ところで、この擬制的企業は経常的保全に対する経費、財産税の支払等(『ラグルス・レポート』ではそれとして明示はしていないが)中間消費支出と固定資本消費の引当てのための支出を支払った後、営業余剰は帰属企業者所得として家計の所得にくり入れられる。この処理方法の帰結は、例えば家賃が値上りを続けるインフレーション期にはこの家賃の値上り分が現実には家屋の所有に必要とされる経費が著しく変化しない場合においてすら家屋所有者の所得に帰せられることになる。ところが家屋所有者の現実の状況はむしろ住宅の家賃が規制されている場合の家主のようなものであろう。家賃が統制される場合、勘定は現実の家賃を記録するのであって、その市場計算価格(shadow market price)を記録するのではないと言うのが『ラグルス・レポート』の主張である。

も言及する“節用の原則”(parsimony principle)と背反することを根拠として反対している(C. A. van Bochove and H. K. van Tuinen, *op. cit.*, p. 149)。

自己所有家屋の帰属の取扱いに関するこの『ラグルス・レポート』の推論は SNA を甚だしく誤解している。前にも言及したように、家屋の賃貸によって取得の対象とされる物件は、SNA によると「土地を除く構築物、設備およびその他の財の賃貸は商品タイプのサービスとみなされる」(SNA, para. 6.46)ものである。この種の商品タイプのサービスに対する代価である「家屋の家賃は一般に空間に対する賃貸料(space rent)であって、慣行的に販売もしくは賃貸以前に家屋に据えつけられた暖房と給水施設、備えつけの照明、固定の調理設備、流し台および類似の設備を含む。またこの中にはゴミと下水処理のための支出、および室内の塗装、壁紙の取り替えおよび装飾など室内の維持と修繕のための借家人の支出が含まれる」(SNA, Table 6.1)とされている。一方、家屋の所有者が自身に賃貸する商品タイプの生産の擬制的主体は、SNA における実物と金融の二分法によって、制度別部門——ラグルスの言う非法人企業ではありえない。事実 SNA では家屋の所有者の生産主体としての機能を“産業”の中に格付けている。加えて、SNA はこの家屋の自己所有に関する産業としての機能を“産業”の経済活動別分類の中で“831*自己所有家屋”として特掲していることを忘れてはならない(SNA, Table 5.2)。自己所有家屋に対する帰属家賃はこの擬制的“自己所有家屋”産業の付加価値(GDP)を構成し、被用者報酬として制度部門である家計に分配されるとともに、家計の消費支出となって対応する。この際、帰属家賃の評価は「管理、維持および修繕のための支出、水道料、保険サービスに対する経費(insurance service charges)、諸税、減価償却と抵当利子、および当該所有者のその住居および純収益を生む他の物件に対する利子などの項目をカバーする推計値」(SNA, para. 6.22)によって近似されるべき大きさである。だとすると『ラグルス・レポート』の擬制的非法人企業がこの大きさに見合う営業余剰を発生するかどうか。前記の叙述だけでは保障されていない。

『ラグルス・レポート』が言う「取引主体/取引」原則の意味もすこぶる透明でない。自己所有家屋の帰属に関する推論の文脈に照らして考えると、言うところの「取引主体/取引」原則とは、「取引主体が現実に行った取引を記録する原則」と解することができよう。同レポートの言うようにかりに市場計算価格が現実の家賃と比較してこの「取引主体/取引」原則にかけ離れるとしても、擬制的非法人企業を帰属推定の基礎に想定することが現実の取引を記録する原則を侵すことにはならないと確信しうるのであろうか。そもそも取引の帰属推定と言

うフィクションの世界の中に現実性の要求を持ちこむこと自体が論理の転倒なのではあるまいか。こうした疑問はそれとして、さらにラグルス夫妻は「取引主体/取引」原則を少なくとも2つの別の意味に用いている。その1つは、「取引主体/取引」原則とは取引主体と取引の間に1対1の対応が存在する原則と解する場合である¹²⁾。ラグルス夫妻は SNA がこの意味の「取引主体/取引」原則に従っていると主張する。これもまたラグルス夫妻が SNA の勘定体系として特質を正しく理解していない一例である。前に述べたように SNA におけるスクリーン勘定の存在と機能が SNA におけるこの意味の「取引主体/取引」原則を否定するからである。また別の個所においてラグルス夫妻は、「取引主体/取引」原則を取引者勘定の中に取引を記録する原則と理解している¹³⁾。前者を狭義の(あるいは、強い)「取引主体/取引」原則と名付けるなら、これと対比して後者は広義の(あるいは、弱い)「取引主体/取引」原則と名付けられる関係にある。かりに用語の間の相互関係をそのように理解しえたとしても、そもそも言うところの「取引主体/取引」原則が SNA を含む国民経済計算の体系にとっていかなる必然性を伴って機能しているかは全く自明のことからではない。これらの疑問を解明するためには——おそらく一義的な解決に至らないとしても——国民経済計算の体系を公理系から純粋に誘導される厳格な論理的構築物として表現してみることが必要であらう¹⁴⁾。

12) Nancy D. Ruggles and Richard Ruggles, "The Treatment of Pensions and Insurance in National Accounts," *Review of Income and Wealth*, December 1983, p. 372.

13) Richard Ruggles and Nancy D. Ruggles, "The Integration of Macro Data for the Household Sector," *Review of Income and Wealth*, September 1986, p. 246.

14) 国民経済計算体系を公理系からの論理的構築物として表現することの必要性は、必ずしも筆者の偏向的思惟のみの所産ではない。1985年の夏オランダのノルトウイカーフットで開催された IARIW 第19回総会で持たれた SNA 改訂に関する特別セッションにおいて筆者が行った基調報告(Yoshimasa Kurabayashi, United Nations Statistical Office Progress Report on the Review of the System of National Accounts, a paper presented at the Nineteenth General Conference of the International Association for Research in Income and Wealth, Nordwijkerhout, the Netherlands, 25-31 August 1985. 因に同論文は短縮され "Summary of the Program for the Review of the United Nations System of National Accounts with Editor's Introduction," *Review of Income and Wealth*, June 1986, として公けにされている)に対し、予定討論者の1人であっ

(ロ) 年金および生命保険の取扱い

年金および生命保険の取扱いに関し『ラグルス・レポート』は最近の年金事業の(公共のみならず民間をも含めた)展開を注意して、極めてドラスティックな提案を行っている。同レポートによると、若干の国において公共および民間による年金事業の占める重要性が増大しつつあり——その背景には当然に高齢化社会の進行が存在する——、またこれに伴って所得の主要な源泉をこれらの年金に依存する人口層が増大しつつある事実と照らし、現行の SNA の処理が 1980 年代の現実に対処しえなくなっていると言く。年金生活者の関心は月々に受給する所得のフローにあるのであって、積立てられた年金のストックにあるのではない。年金資産に対する年金生活者の持分に関する請求権などと言うものは仮説的のもので、年金生活者の側にそれを支配したり、手に入れたりする力を持っていない。家計の所得は家計自体が現実の所得と考えるものを所得として計上すべきである。ところが SNA の取扱いによると、年金および生命保険に関する家計の持分は家計の資産として示され、従ってそれは(制度部門の金融機関に格付けされる)これら年金基金および保険会社の債務であって、この持分の変化は家計の資本調達勘定に記録される。一方この持分の変化は純保険料と支払保険金の差を反映する。家計の消費支出には保険金の支払いもしくは拠出に対するサービス支出部分のみが現われるにすぎない。ところが年金の給付金および生命保険の出資金の受取りは家計資産の変動を表わすのみにすぎず、時々所得のフローを表わすものではない。従って、家計の勘定に表現されているのは年金および保険についての純正味資産の変動であって、現実の現金収入ではないということになる。これに対して『ラグルス・レポート』は消費者の現実の行動に近づくために、年金基金と保険会社の準備金を当該の会社に預託しておく、これら保有財産の現金償還分を家計の受取りと考えることを提案している。

たオークルストが SNA の公理的基礎を問うている(Odd Aukrust, "Comments on the Overall Program," *Review of Income and Wealth*, June 1986)からである。のみならずオークルストその人自身が国民経済計算体系の公理論的接近の創始者でもあった(Odd Aukrust, *Nasjonalregnskap, Teoretiske prinsipper*, Statistisk Sentralbyrå, Oslo, 1950) ことを見落してはならない。この公理論的接近に対する新たな関心と試みの一例は、Oleg Arkhipoff, "Formalisme comptable: de la comptabilité d'entreprise à la comptabilité nationale," *Journal de la Société de Statistique de Paris*, tome 125 No. 1, Paris, 1984, pp. 25-41 の中に見出すことができる。

『ラグルス・レポート』のこの提案は生命保険会社の粗産出に対し帰属計算を行っている現行 SNA 方式に対し重大な変更を迫る注目に値する提案である。しかし筆者の見るところでは同レポートは SNA が実行する帰属計算を正しく理解していない。まず SNA の帰属保険サービスは、

(受取保険料+運用資産から生命保険会社が取得する利子・配当の中で保険証券の保有者に配当される予定利子)-(支払保険金+保険計算上の準備金の純増)

として計算され、生命保険会社の粗産出を形成する。またこの生命保険の帰属サービスは家計の最終消費支出の中に含まれるとともに上述の保険証券の保有者に配当される予定利子は(家計の)受取財産所得の中に含まれること。生命保険準備金に対する家計の持分増は貯蓄の一部となって資本調達勘定に記録されることに注意すべきである。この処理方法を念頭に置くならば、『ラグルス・レポート』が家計の消費支出には「保険金の支払いもしくは拠出に対するサービス支出部分」だけが計上されているとする主張は納得し難い。のみならず同レポートは、この帰属保険サービスが生命保険会社の粗産出を計算するための方法であることを全く見落している。『ラグルス・レポート』が保険会社に預託された家計の持分の現金償還分を家計の受取りとすることを提案するならば、この提案と論理的に整合する生命保険会社の粗産出を計算する方法を提案すべきであったと思われる。こうした勘定体系全般の整合性についての配慮を欠いた『ラグルス・レポート』の提案は結局のところ「取引主体が現実に行なった取引を記録する」ていの「取引主体/取引」原則と言う虚構に固執する近視的な発想と考えざるを得ない。ただし、年金基金について現行 SNA は旧(1953) SNA の考え方をほぼ踏襲して、その粗産出を費用によって計測し、かつそのサービスは家計に向けられるものと考えている。年金基金の持つ重要性が増大する現実と照らし、『ラグルス・レポート』が提起した問題をまじめに受止めた上で再点検することは今後の研究にまつべき課題であると言えよう¹⁵⁾。

15) 前にも言及したように SNA における年金と生命保険の処理はその後ラグルス夫妻の手によって詳細かつ綿密な点検を受けた(Nancy D. Ruggles and Richard Ruggles, "The Treatment of Pensions and Insurance in National Accounts," *Review of Income and Wealth*, December 1986)。その所論に関してはここでやや立入った言及を必要とするであろう。上記論文における議論と順序を逆にするが、上記の議論との関り

上述した年金および生命保険の取扱いとはほぼ同様の趣旨に基づいて『ラグルス・レポート』は損害保険の処理に対しても批判的検討を行っている。同レポートは言う。生命保険および年金の場合とは異なり、SNAにおいて損害保険会社によって(被保険者に)支払われた保険料は受

でまず生命保険の場合をとりあげる。まず、ラグルス夫妻による批判の第1点は、SNAが現在多様化している生命保険の種類を区別していないことに向けられている。SNAが問題とする生命保険は通常の生涯年金型の保険であるが、生命保険会社が販売する保険商品にはグループ保険、一時払保険等さまざまな種類が現存している。これらさまざまな種類の保険の中には後述の損害保険との境界が必ずしも明でないものもある。またこれら保険商品の中には生命保険会社が販売にかかわってはいるが、むしろ損害保険として扱うのが適切な商品も存在しうる。議論の複雑化を避けるためラグルス夫妻も生命保険を生涯年金型のそれに限定しているのであるが、今後の検討に当っては保険商品多様化の現実留意しておくことが必要であろう。問題の第2点は保険証券がそれを取得する消費者にとっても解約払戻し金の価値変動を利用し金融資産の1つの形態として運用され、従って例えば消費者である家計の資本調達勘定を動かす金融資産の構造に影響するばかりでなく、解約の過程を介して家計の所得・支出勘定をも動かすことになるべき性質のものであることにある。そこで受取保険料と支払保険料の差額である純保険料は i) 解約払戻し金の価値の変動と ii) 残金の保険料差額に分解されることになるであろう。もし解約払戻し金の価値が増加するとこの解約払戻し金の価値の変動分を控除した残余の保険料の差額は家計の所得・支出勘定の支出項目として計上されるとともに生命保険会社の所得支出勘定の受取りとなって記録されることになるであろう。またそれとともに、解約払戻し金の価値額の増加はこの受取りと現実の支払いの差に見合う保険資産の家計持分として記録される。その結果保険会社の純貯蓄はこの残余の保険料の差額分だけ増加することになるのであって保険の準備金の純増の全額が家計の貯蓄の増加になるのではない。つまり解約払戻し金の価値の変動を利用する家計による資産の運用は本文の中で言及した保険の帰属サービスの計算に対しても影響するところが少なくない。ラグルス夫妻による批判の第3のポイントは、保険会社の提供する商品の消費者に対する売上げの内容が的確に反映されていないことにある。保険サービスの帰属計算に関し本文の中で表章されているような支払保険のみの表現では保険商品の多様化に伴う売上内容の表章、ひいては消費者の所得の源泉とその構造の表現として不十分であろう。ラグルス夫妻の研究の特徴は、こうした概念上の諸問題を綿密に点検するだけに止まらず、概念上の異同を現実の国民経済計算の公表データに即して例解している徹底的な実証の精神によって貫かれているところにあるが、紙幅の制約のため計数による例解の詳細には到底立入ることができない。

取り側の年々の所得となるものと考えられていると。問題は、しかしながら、SNAの取扱いがさまざまな目的を持つ対象保険について一律であることにある。その1つの主要部分が目的とするところは所得の保証である。失業保険ならびに一部の傷害保険の目的とするところがこれである。しかし所得を補償する目的とは別に、損害保険の少なからざる部分が資本損失の補償を目的としていることも無視すべからざる事実である。おそらく火災・盗難保険とか損害賠償保険の大部分はこの中に含まれるであろう。資本損失の補填を目的として支払われる保険料は、資本損失と併行的に、むしろ貸借対照表の変動に反映させる方がより適切ではないのか。これが『ラグルス・レポート』の提出する問題点である。

『ラグルス・レポート』が保険会社によって支払われた保険料を損害保険の帰属サービスとして損害保険会社の粗産出に言及しないことは生命保険の取扱いと同様であって、さきに言及したSNAの“産業”に含まれる金融・保険活動からの粗産出の計測の根幹にかかわる問題である。『ラグルス・レポート』がこの重要な問題を無視して検討の視野を制度部門としての家計の所得・支出勘定に限定することによって実物と金融の2分法の片方を捨象する態度を示していることはSNAに対する正当な批判のあり方とは言えない(なおラグルス夫妻は、ここで関説した年金、保険に関する一層詳細な検討をアメリカの国民勘定の計数に即して、前にも言及した論文の中で行っている)¹⁶⁾。

16) ラグルス夫妻は注15)で引用した前掲論文(Nancy D. Ruggles and Richard Ruggles, *op. cit.*, *Review of Income and Wealth*, December 1986)において損害保険に関するSNAの取扱いに対しても綿密な批判的検討とこれに基づく改善の提案を行っている。周知のように、SNAは損害保険の粗産出を受取保険料と支払保険金の差額として定義し、これに基づいて帰属推計を行う。すなわちSNAにおける損害保険に関する帰属保険サービスは(イ)予定された付加保険料ではなく実現された付加保険料である、(ロ)損害保険会社の投資運用収益は考慮されていないことを特徴としている。ラグルス夫妻の批判的検討はSNAの処理をひとまず是認した上で、損害保険の多様化の現実を照らしその処理の妥当性を問うのである。ラグルス夫妻によるとこの多様な損害保険は以下の4つのグループに大別される。すなわち(1)健康と類似の危険を対象とするもので給付金が第3者に対する支払の形を取るもの、(2)所得の喪失の危険を対象とするもの、(3)死亡の危険を対象とするもの、(4)資産の損害の危険を対象とするものがそれである。SNAの取扱いは個々のグループの持つ保険の特性と現実を照らしそれぞれに問題があるとされる。

(ハ) 政府および家計の最終消費支出

政府サービスによって全部または一部が補償される財・サービスを“産業”または“対家計民間非営利サービスの生産者”が消費者に対し個別に提供する場合、この取引を家計の最終消費支出とするか、もしくは政府サービスの中間消費とするかについて境界問題が生じうるのは周知の事実である。『ラグルス・レポート』は1981年の夏フランスのグヴィニューで開催されたIARIW第17回総会に提出されたベトルの論文¹⁷⁾を採用しなが

第1に、健康保険の処理に関しラグルス夫妻は被用者のために雇主によって支払われる負担金を被用者報酬の一部として記録することについての疑問を提出している。ラグルス夫妻はむしろ雇主の所得・支出勘定に記録することを提案するのであるが、この処理は「取引主体が現実に行った取引を記録する原則」の意味での「取引主体／取引」原則の主張を忠実に反映するものと言えよう。しかしこの「取引主体／取引」原則がSNAに固有する原則でもなく、またSNAの使用用語でもないことはすでに指摘した通りである。第2に、SNAにおける帰属保険サービスの推計において損害保険会社の投資運用収益が考慮されていないことに対応して、損害保険の場合は生命保険とは異って保険証券保有者の持分という概念は成立しない。すなわち危険の長期にわたる分散は考えられておらず、その結果保険金の支払いと保険料の受取りは年々にバランスをとることが想定されていることになっている。しかし失業保険に対してはこの想定が明らかに失業保険の趣旨と実態を反映しないと言うのがラグルス夫妻の主張である。失業保険は景気の循環を全体にならしてバランスを確保するのが趣旨だからである。第3に、生命保険商品の中には死亡の危険に対応するための、かつまた貯蓄の性格を持つ種類が存在しており、これらはむしろ損害保険の中に含めて、これらの取引は(家計の)所得・支出勘定よりもむしろ資本調達勘定の中で処理されるべき項目だと言うのがラグルス夫妻の主張である。その例示としてラグルス夫妻は定期保険を挙げているが、わが国で今日の問題である変額保険はより適切にラグルス夫妻の指摘に適合するものと言えよう。第4に、資産の損害は本来資本損失であって、これを補償する保険料の受取りと保険金の支払いは資本調達勘定の取引項目と考えるべきであると言うのがラグルス夫妻の批判である。ここにも部門間の現実の取引を重視するラグルス夫妻の言う「取引主体／取引」原則の思想が反映されているが、そもそも損害保険の粗産出を帰属推計する考え方の原点とは論理的にどう整合するのか。ラグルス夫妻の批判にはなお疑問と検討の必要が残されていると言えよう。

17) Jean Petre, "The Treatment in the National Accounts of Goods and Services for Individual Consumption Produced, Contributed, or Paid by Government," paper presented at 17th IARIW General Conference, 1981.

ら、この境界問題を検討している同レポートは、SNAのこの境界問題に対する処理が言うところの「取引主体／取引」原則に従って、取引主体が支出することとの関連で現実の取引のフローを記録することを意図しているのであって、取引主体が究極の便益を受取ることとの関連で現実の取引のフローを記録することをねらいとするのではないと言う。問題はSNAの言うところの“選択の自由”基準('free choice' criterion)が現実の場に適用し難いところにある。そこでベトルは“現金による便益”('cash benefits')と“現物による便益”('benefits in kind')を区別するための複数の基準を用いることを示唆している。ベトルによると、“現金による便益”は家計が現実の支出に対する証拠を提出することなく受取る便益に限定して、そのみを現実の移転支払とみなすことを提案している。これに対して、政府によって直接にもしくは支出が個人への払い戻しを経由して提供される財・サービスであって、この支出に関し根拠となる証拠が必要となるものを“現物による便益”に分類し、財・サービスに関する政府支出として記録する。

『ラグルス・レポート』は以上のベトルの提案を参照しながら政府によって補償される個人消費に関する現行SNAの取扱いが明確さを欠いていると結論し、いわゆる「取引主体／取引」原則と整合する解決の必要を強調する。しかし倉林・作間も指摘したように、この境界問題に対するSNAの解決は、旧(1953)SNAの方針との比較において、“直接購入基準”(旧SNA)より“意思決定基準”への転換として特徴づけられる(倉林・作間『国民経済計算』pp. 204-205)。いわゆる「取引主体／取引」原則についてはすでに指摘した多くの問題を含むのであるが、それはそれとして、同原則はむしろ旧SNAの“直接購入基準”に近い立場であって、『ラグルス・レポート』は現行SNAの考え方を誤解していると言わざるをえない。さらに、ベトルの提案はこの境界問題に対し複数の分類基準の導入を主張するわけであるから、いわゆる「取引主体／取引」原則による解決の一元化を提案する『ラグルス・レポート』の理念とは全く異質のものと考えるべきであろう。

現行(1968)SNAの公刊以後、関連する所得分布統計体系の開発¹⁸⁾、福祉の測度としてのマクロ経済集計量の開発と国民勘定への位置づけ¹⁹⁾、ICP(国連国際比較プロ

18) United Nations, "Provisional Guidelines on Statistics of the Distribution of Income. Consumption and Accumulation of Households," *Statistical Papers*, Series M, No. 61, New York, 1977.

ジェクト)の発展を直接的な契機として、“住民の全消費”(total consumption of the population)の役立ちと利用が注目されるようになってきている。もともと“住民の全消費”概念は中央経済計画体制を採る国々の国民経済計算の体系であるMPSから発想された。MPSにおける“住民の全消費”概念と前述の所得分布統計体系ガイドライン(Series M, No. 61, 1977)のその定義との間には若干の相違がある。いまひとまず後者の所得分布統計ガイドラインの定義に従うならば、住民の全消費概念は政府、非営利団体および企業が無料もしくは低廉な費用をもって提供するもので、消費者としての家計に対して明瞭かつ第一義的に便益となるような財・サービスの価値を含めることをねらいとする。賃金もしくは俸給の一部とはならない現物による便益のみが含まれるべきである。住民の全消費に含まれる財・サービスの選定に当っては、情報が必要とされる家計のさまざまなグループの間に財・サービスの価値を割りつけることの困難を考慮することが必要である」(para. 5.7, Series M, No. 61, 1977)とされる。こうした困難を克服するとともに、“住民の全消費”概念を国民経済計算の枠組に統合する試みとして、ベトルは一方において便益が帰着する目的に従って個人消費と集合消費(individual and collective consumption)を分類し、他方において便益が発生する主体の制度部門別分類(一般政府、対家計民間非営利団体、家計)を与えることによって、両分類のクロス表を作成することを提案している。

こうした“住民の全消費”概念に対する『ラグルス・レポート』の反応は概して言えば低調である。例えば、上述のベトルの提案に対して、そうした二重分類が実行可能になる前にさまざまな分類のカテゴリに関し合意に達することが必要であろうが、今のところこの合意はなされていないと言っている。むしろ同レポートは、“住

民の全消費”概念に関連して“消費”(consumption)と“消費支出”(consumption expenditure)の相違を明らかにすることが必要であると結論づけるのであるが、こうした“住民の全消費”概念に対する『ラグルス・レポート』の消極的な反応は、ひとつには同レポートの関心がより多く後述する“企業の消費支出”概念に向けられていることの反映であるように思われる。

“住民の全消費”概念の実践において住宅補助金および医薬品補助金を含めるかどうかが重要な問題であることは、所得分布統計体系ガイドラインの叙述ならびにICPの各フェーズにおける実行経験に照らしよく知られている事実である。『ラグルス・レポート』もこの点に注目し、公共政策の手段として用いられる社会的な価格差別に結びつく補助金は個人によって消費される財・サービスの支出のためのものであるとの判断を示している。ちなみにベトルは前掲論文において、この問題に対し原則的に3つの可能な処理方法がありうるとしている。第1は現行のSNA方式であって、補助金はすべて生産者に対する支払として処理し、個人によってなされた現実の支出額を生産者による売上の価値と記録する。第2は若干の国において用いられている方法であって、補助金と同額を家計に対する移転として帰属し、補助金を受けた財をフル・コストで購入するための家計による附加的支出を帰属する。第3は補助金を生産者からの政府による購入ととして扱い、政府による最終消費の一部として記録する。これらの処理方法にはそれぞれに一長一短がありうるが、関連の財・サービスの取得に必要なコストを正確に反映すること、および現実の取引を記録する趣旨から、ベトルは第3の方法を支持する立場に傾いているようである。

これまでのSNAに考慮されていない取引項目として『ラグルス・レポート』が特に重視するのは“企業による最終消費支出”(enterprise final consumption expenditure)概念の導入である。問題の起りは“産業”の中間消費と最終消費支出の境界問題としてよく知られる“現物による賃金、俸給”(wages and salaries in kind)の取扱いにからんでいる。SNAの処理によると、企業単位は無料または顕著な低価で被用者に提供することを目的として財・サービスを取得することがある。取得された財・サービスが被用者に対し明瞭な利益をもたらす場合、これらの企業支出は“現物による賃金、俸給”とみなされる。ところが、それらの財・サービスの取得が被用者の利益をもたらすと同時に雇用者(雇主)の利益でもある場合には“産業”の中間消費として処理される。職場を

19) United Nations, “The Feasibility of Welfare-Oriented Measures to Supplement the National Accounts and Balances: A Technical Report,” *Statistical Papers*, Series F, No. 22, New York, 1977. なおわが国の有力な経済学者はこの研究がNNW測度を支持するものであると主張しているが、この研究はNNWを福祉のマクロ指標として政府の公表統計とすべきではないことを明示している(United Nations, *op. cit.*, para. 211)のみならずこの研究の著者は別の場で福祉のマクロ指標としてNNWではなく“住民の全消費”を推奨している(Christopher Saunders, “Measures of Total Household Consumption,” *Review of Income and Wealth*, December 1980)ことを注意すべきである。上記経済学者の諸説は全くの付会である。

快適にするための支出、健康診断、スポーツおよびその他のレクリエーション施設に対する雇用者の支出はこの事例に入る。しかるに『ラグルス・レポート』はこうした SNA の基本的な考え方に十分な注意を払うことなく、第1に現物による便益の提供に関する SNA の処理が「取引主体／取引」原則と整合するかを疑問とし、第2として“住民の全消費”概念の誘導によって“企業による最終消費支出”概念が必要ではないかと問うのである。この解決のために『ラグルス・レポート』は、個人になり代って一般政府によってなされる政府支出(ベトルの分類における“現物による便益”の場合)と同様の趣旨で、雇用者はその被用者に対し現物による便益を提供することによって、企業による最終消費支出を行うものとするのである。従ってこの“企業による最終消費支出”は家計および政府の最終消費支出と並列して、GDP の最終使途を形成することになる。

上述の“産業”の中間消費と最終消費の境界問題に対し『ラグルス・レポート』の提起する設問は妥当するか。前述したようにこの境界問題に答えるために SNA は固有の考え方を持っていた。この SNA の哲学は「取引主体／取引」原則によって全く拘束を受けない。その限りにおいて、『ラグルス・レポート』が提起する第1の設問は妥当しない。さらに、かつて倉林・作間も指摘したように、SNA はいわゆる企業消費を認めない勘定体系であって、“産業”の中間消費と認定されるフローの中にも家計の最終消費支出と類似の性格を持つ取引フロー(企業の福利施設に対する支出および社用消費など)が混入している(倉林・作間『国民経済計算』p. 200)。この点に関し SNA は paras. 1.93 と 1.94 において現行 SNA における今後の研究課題の1つとして“投入の機能別分類”の検討を掲げており、福祉目的の投入を“産業の最終消費”(industrial final consumption)と言う新しい項目として取扱う可能性を示唆しているのであって、『ラグルス・レポート』の第2の設問は、SNA の示唆に従った具体的な問題の展開と言うことができるであろう。ここで企業消費概念について早い時期からその重要性に注目した研究としてラグルス夫妻の著作²⁰⁾を忘れてはならないであろう。この著作の中でラグルス夫妻が「財・サービスがもっと一般的な形態でさらに広汎な被用者のグループもしくは社会大衆一般に向けて提供され、個人がこれらの財・サービスの供給もしくは使用についてはほ

とんど支配力を持たないならば、政府により一般大衆に向けて提供されるサービスが公共消費とみなされるのと全く同様の趣旨で、それらを企業消費と考えることが有益であろう²¹⁾と言うとき、企業消費の対象である財・サービスは単一の企業の被用者に限定されるばかりでなくその便益を広く社会一般の公衆にまで拡張しているのであって、『ラグルス・レポート』における“企業の最終消費支出”概念の拡張になっているからである。最近わが国で流行となっている「冠コンサート」の例はこの1つの典型と考えることができよう。

“産業”の中間消費と最終消費との境界問題との関連で『ラグルス・レポート』はさらに2つの重要な問題を指摘している。第1は、ラジオ、TV などのマス・メディアの助成に向けられる広告宣伝費の取扱いである。一般にこれらマス・メディアの経営に関する制度と組織には社会体制と歴史的伝統および慣行の相違が反映され、国際比較を著しく困難にしている。『ラグルス・レポート』は計数の国際比較の可能性を向上させる立場から、これらの支出をむしろ最終消費として計上することが望ましいと考えている。第2は銀行および類似の金融仲介機関のサービスの評価と表章にかかわる問題、すなわち周知の銀行と類似の金融仲介機関に関する帰属サービス問題である。『ラグルス・レポート』は銀行と類似の金融仲介機関のサービス帰属問題をそれ自体として正面から取り上げることはしない。むしろ帰属されたサービスの部門間の配分を問題としている。この立場から同レポートが与える示唆は2つある。そのひとつは、帰属取引と現実の支払を分離して別掲すること。この提案は、後のラグルス夫妻による家計勘定を場とするマクロ集計量とマイクロ・データセットのリンクに関する研究²²⁾へとつながって行くことになる。ふたつには、金融サービスの国際的取引の重要性を認識すること。この点はサービス統計の開発の観点から、またルクセンブルク、スイス、シンガポールのようにこの種の国際的取引が GDP の中で少なからぬ重要性を占める国にあっては銀行および類似の金融仲介機関に関する現行のサービス帰属の方法とその配分を上述の重要性に照らして、あらためて再検討する必要があることを示唆している。しかし前にも述べたように『ラグルス・レポート』は銀行と類似の金融仲

21) N. Ruggles and R. Ruggles, *op. cit.*, p. 48.

22) Richard Ruggles and Nancy Ruggles, "The Integration of Macro and Micro Data for the Household Sector," *Review of Income and Wealth*, September 1986.

20) Nancy Ruggles and Richard Ruggles, *The Design of Economic Accounts*, National Bureau of Economic Research, New York, 1970.

介機関の帰属サービス問題をこれ以上深く掘り下げることをしていない。

2.2. Ruggles Report に対する評価

以上これまでかなりのスペースを割いて『ラグルス・レポート』の主要な論点を紹介するとともに、筆者によるコメントを随所において与えて来た。というのも同レポートが今回の SNA 改訂にとって第1級の基礎資料であって、同レポートに対し賛否いずれの側に与するにしても、その徹底的な研究を通過することなしには SNA 改訂の本質と意義を理解しえないと考えたからである。事実この『ラグルス・レポート』が討議された1982年3月の専門家会議の成果を承けて、国連統計局は1983年3月同じくニューヨークで開催された第22回国連統計委員会のために、

Review and Development of the System of National Accounts(SNA), E/CN. 3/1983/5.

と題する討議文書を作成したが、その基調は『ラグルス・レポート』の提案に従ったものである。また同文書に基づいて1990年を目標年次とする SNA の改訂に承認を与えた前記統計委員会の討議の方向もほぼ『ラグルス・レポート』の考え方を踏襲したと言ってよい²³⁾。

さらにこの『ラグルス・レポート』に示された提案の重みは、それぞれが単なる評論家的な思いつきの羅列ではなく、いずれもラグルス夫妻による計数的な研究の成果と結びついているところにある。そのことを筆者は『ラグルス・レポート』に対する論評の随所において、関連する研究の成果に関連しながら示しておいたのでこれ以上重ねて述べることを必要としないであろう。

『ラグルス・レポート』の持つ意義と重要性にも拘らず、そこに盛り込まれた提案がそっくりそのままその後 SNA 改訂のための討議の方向を規制したのであろうか。筆者の見るところ、これに対する解答は必ずしも肯定的ではないようである。SNA 改訂のための組織的な母体となった「SNA 作業グループ」における改訂のための作業プログラムの作成、関連する主要な国際機関における討議、学界からの反応、そうして SNA 改訂の具体的な進行をうけ持っている専門家会議における結論の中からは、この『ラグルス・レポート』に盛り込まれたさまざまな提案に向けての収束よりも、『ラグルス・レポート』から変位する動向と結論を観察できるからである。以下節を更めて、『ラグルス・レポート』以後の SNA 改訂の

動向を考察して行くことにしよう。

3. SNA 作業グループの設立

1982年3月の専門家会議の場における討議を承けて SNA 改訂の作業が本格的に具体化するのには1983年以降のことである。すなわち、同年の3月国連本部において開催された第22回国連統計委員会に提出された文書(“Review and Development of the System of National Accounts(SNA),” E/CN. 3/1983/5)に基づいて、はじめて SNA の改訂が公の討議の俎上にのせられた。この討議に基づいて1990年の完成を目指す改訂作業が合意された。またこの改訂の眼目が SNA の変更ないし拡張よりも、その明確化および関連統計体系との一層の調和にあることを強調していることが注目される。この結論を承けて国連統計局、EUROSTAT および OECD の経済統計部の専門家の間で前述した「SNA 作業グループ」を組織することが合意された。1983年8月ルクセンブルグにおいて IARIW の第18回総会が開かれたのを機会に同作業グループの第1回会合が持たれ、OECD の経済統計部長の T. P. ヒルが議長となって、作業グループの組織、今後の作業の進行、SNA の改訂に関連する問題点等について意見の交換を行った。この会合において作業グループの範囲を拡大し、IMF および世界銀行の専門家の参加をもとめることが合意された。また同作業グループの目標が SNA 改訂作業の企画と実行のため関係機関間の調整および関連の各国の統計部局と国際機関における国民経済計算専門家の意見を改訂作業の中に反映させることにあることが確認された。

このようにして今回の SNA 改訂作業の進行は「SNA 作業グループ」を核として進行する態勢が確立したのであるが、この態勢は前回の SNA 改訂作業の進め方とは著しい対照を示している。すなわち現行(1968)SNA に至る旧(1953)SNA の改訂においては作業の核が2人の強烈な個性に凝縮されていた。体系を設計する理論的指導者であったストーン(Richard Stone)と、国連統計局の次長として作業の実行の指揮に当たったエーデノフである。当時の改訂においてもストーンを議長とする改訂のための常設の専門家会議が設けられ、随時会合を持って改訂のための草案を審議したことは事実である。しかし、改訂のために順次用意された3つの改訂草案(E/CN. 3/320, 9 February 1965; E/CN. 3/345, 28 June 1966; E/CN. 3/356, 14 August 1967)はすべてストーンもしくはエーデノフの起案に成るものであった²⁴⁾。すなわち、旧 SNA の改訂はこの2人の個性の強烈なリーダーシップ

23) 例えば、*Official Records of the Economic and Social Council, 1983, Supplement No. 2, E/1983/12 and Corr. 1, para. 27.*

のもとに、すぐれて中央集権的体制をとりながら進行したと言える。これと比較すると「SNA 作業グループ」を核として進められている今回の改訂作業はむしろ分権的な体制を特徴とする。個性的なリーダーシップを欠く分権的な体制に基づく今回 SNA の改訂作業の進行に対し専門家の間に危惧の声が存在することは事実である。しかし筆者はむしろ国際的な統計開発の機構と力学が 1980 年代の今日では 1960 年代と比較して全く質を相違するものであることを認識すべきであると考ええる。例えば国連システムの内部だけを考えるにしても本部事務局と地域委員会ならびに専門機関との関係は次第に分権化の傾向を強めつつあることは争えない事実であるし、さらに EC, OECD ならびにさまざまな地域統合機関の設立もまた国際機関の拡散化と分権化の方向を助長していると言えよう。国連システムを中心とする国際的な統計開発の相互調整を目的として創設された国連の「統計活動に関する行政調整小委員会」(ACC Subcommittee on Statistical Activities)の機能が軌道に乗るようになったのも 1970 年代の後半のことである。これら一連の傾向を観察するならば、今回の SNA 改訂における分権的体制は国際的な統計開発の現実性に根ざしたほとんど唯一の現実的選択であったと考えざるをえないのである。

「SNA 作業グループ」は、1983 年 8 月ルクセンブルグにおいて第 1 回の会合を持って以来、1987 年 8 月まで数回の会合を持ち SNA 改訂のためプログラムの作成と、作業分担の調整に当たっている。筆者は 1984 年 1 月(ワシントン)、1985 年 8 月(ノルトウイカーフウト)、1986 年 6 月(ジュネーブ)の 3 回の会合のいずれも議長として会合を主宰する機会を持った。この作業グループは SNA 改訂のための作業プログラムの作成と、国際機関相互の間の作業の連絡および調整を目的とする「企画委員会」の性格を持つものであり、改訂作業そのものの実行を担当する「実行委員会」の性格を持つものではない。しかしこれまでの数回の会合を通していくつかの重要な問題が討議され、作業プログラムに反映されるようになっていく。その重要なものを摘記すると次のようになる。

i) 改訂作業のスケジュール: 改訂作業は 3 つの段階(フェーズ)に分けられる。第 1 段階はほぼ 1986 年前半までが想定され、地域経済委員会を母体として SNA 改訂に関する問題を洗い出す。第 2 段階はほぼ 1986 年の後半から 1989 年を想定し、いくつかの主要

問題に関する専門家会議において個別の問題を討議し、解決の方途を探究する。第 3 段階はほぼ 1989 年から 1990 年の期間を予定し、第 2 段階の各専門家会議の結論を承けて、これらの総合と集約のための検討を行う。要すればこのための専門家会議を持つ。

ii) 専門家会議の編成と分担: 専門家会議は主題と密接に関連する国際機関が分担して主催するものとする。会議の議題と構成メンバーの決定はそれぞれの主催国際機関に委ねられる。ただし“核メンバー”は常時この専門家会議に出席する。なお 1987 年末までに以下の専門家会議が開催されている。

- ・ SNA の構造に関する専門家会議(1986 年 6 月, ジュネーブ, 国連統計局主催)
- ・ SNA の不変価格表示と国際比較に関する専門家会議(1986 年 11 月, ルクセンブルグ, EUROSTAT 主催)
- ・ 国際収支表との調整に関する専門家会議(1987 年 2 月, ワシントン, IMF 主催)
- ・ 家計勘定と家計活動に関する専門家会議(1987 年 9 月, フローレンス, 世界銀行主催)

iii) “核メンバー”と改訂草案著者の決定: “核メンバー”としてカーソン(アメリカ)、ヴァノーリ(フランス)、ルツエル(西ドイツ)を選出した。また改訂草案の著者として T. P. ヒルに委嘱することとし、同氏は所要の期間国連のコンサルタントとして、改訂草案の起草に専従する。またこの改訂草案のフランス語版はヴァノーリが監修に当ることになっている。さらに開発途上国の現実に対処するため 2~3 名の途上国の専門家を“核メンバー”に加えることが決められている。さて「SNA 作業グループ」の活動と併行して IARIW の第 19 回総会で SNA 改訂のための特別セッションが持たれ、学会の場において SNA 改訂のことが議論されることになった。以下その概略について報告しよう。

4. IARIW 第 19 回総会の討議から

1950 年代以降の国民経済計算の研究分野の国際的交流において国際所得国富学会の果たした役割と貢献が非常に大きかったことはよく知られた事実である。アメリカからクズネツ、ファブリカント、コーブランド、イギリスのストーン、フランスのマルシェフスキ(J. Marczewski)、オランダのダークセン(J. B. D. Derksen)、スウェーデンのオールソン(I. Ohlsson)、ノルウェイのピエルベ(P. Bjerve)とオークルスト(O. Aukrust)と言った人びとは、とくに 50 年代の IARIW の活動を主体的に担

24) この間の旧 SNA 改訂の事情と経過は、倉林・作間『国民経済計算』第 1 章、に詳しい。

った研究者たちである。のみならずこの IARIW は旧 SNA の改訂に関しても積極的に貢献している。すなわち、旧 SNA の改訂が組上にのせられつつあった 1965 年の第 9 回総会において SNA 改訂草案の概略が国連統計局のエーデノフによって報告されているし、SNA 改訂をめぐる論点は引きつづき 1967 年の第 10 回総会ならびに 1969 年の第 11 回総会においてもとりあげられた²⁵⁾。ところで 1985 年 8 月 25 日オランダのノルトウイカーフウトで持たれた IARIW の第 19 回総会を機会に 1 日を費して SNA 改訂を集中的に討議したことは IARIW の討議においてもかつてない画期的な試みであり、SNA 改訂の現状と問題を探究する小論においても、特に一節を割いて検討に値する重要性を持つものと言えよう。

紙幅の制約のためこの SNA 改訂に関する特別セッションにおける討議の全容を紹介することは到底不可能であるが、その全体像を明らかにするためにこのセッションの編成とプログラムをまず以下に掲げておくことにしよう。

表示からも明らかのように、同セッションは 4 つの主題から編成される。第 1 は SNA 改訂の基調と展望である。第 2 は改訂 SNA の構造をめぐる諸問題であって、SNA 改訂のいわば基本構造の設計を主題とする。つづく 2 つのトピックスは、いわば SNA 改訂のための各論的な主題を構成している。すなわち、第 3 の話題として部門分割の問題がとりあげられるとともに、第 4 の主題として関連統計体系との調整が幅広く検討されている。読者は提出された論文の主題からその検討の視野が SNA の部分システムを形成する投入・産出表、資金循環勘定、および国際収支表との調整が再び新たな視角から採り上げられていること、これに加えて、考察の視野が関連する ESA 体系、あるいは MPS との調整、SNA の内包の細分化を企図した所得と富の分布統計の体系との関連にまで及んでいることを認識することができるであろう²⁶⁾。

25) 旧 SNA から 1968 SNA 改訂に至る IARIW の貢献の詳細については、倉林・作間『国民経済計算』1980、第 1 章においてやや立入った解説がなされている。

26) 1968 SNA においてひとまず統合を達成した投入・産出表、資金循環勘定、および国際収支表などとの調整の問題が再びとりあげられているのは、すでに言及した国連システムにおける専門機関との間の、および地域経済委員会との間の分権化の傾向とも無関係ではないように思われる。例えば、国際収支表を所管する IMF においても、その『国際収支表提要』の第 3 版と第 4 版では「国際収支表」の国民経済計算体系の中における位置づけをめぐって微妙な変化を窺取ること

The Programme of a Full Day Session at the Nineteenth General Conference of IARIW on the Revision of SNA, Noordwijkerhout, the Netherlands, 25 August 1985

1. General Issues

Y. Kurabayashi, United Nations Statistical Office Progress Report on the Review of the System of National Accounts

2. Structure of the SNA

C. A. van Bochove and H. K. Tuinen, Flexibility in the Next SNA: The Case for an Institutional Core
Andre Vanoli, Sur la structure générale du SCN. à partir de l'expérience du système élargi de comptabilité nationale français

Heinrich Lutzel, Market Transactions in the National Accounts

3. Sectoring

Carol S. Carson, Sectoring in the National Accounts and the Integration of Economic Statistics

A. Franz, National Accounts Sectoring and Statistical Units of Reporting and Classification

4. Reconciliation of the SNA with Other Systems

UNSO/IMF, Reconciliation of SNA with Government Finance Statistics Standards: issues and proposals for modification of the present standards

UNSO/IMF, Reconciliation of SNA with Balance of Payments Statistics Standards: issues and proposals for harmonization

Vu Viet, Input-output Standards in the SNA Framework: proposals for clarification and modification based on a survey of country practices

A. Chantraine and B. Newson, Progress on the Revision of the European System of Accounts

Y. Ivanov, Reconciliation of SNA Standards with the Standards of the System of Material Balances of the National Economy (MPS): issues and proposals for harmonization

Claes Norrlof, Issues in the Revision of the International Income Distribution Guidelines

とができるのであって、第 4 の主題における問題の提起もこうした状況の 1 つの反映と見ることができよう。

1970 年代における研究の展開との関係で関連統計体系の調整を観察する場合以下の 2 つの点を指摘することができる。第 1 は、1970 年代のはじめ GNP に替る福祉のマクロ指標としてとくにわが国のジャーナリズムにおいてもはやされた NNW (およびその原型としての MEW) に対する関心と強調が全く見られないことである。この事実はずに注 19) において指摘したように United Nations, *The Feasibility of Welfare-oriented Measures*, F. 22., New York 1977 で確立された共通の認識に従うものと言うことができる。第 2 は、SNA の思考を継承し、社会・人口統計体系への拡充を企図した SSDS およびその変容体系である FSDS との調整の問題がとり挙げられなかったことである。SSDS の展開と変容の過程は筆者によって注意されている。例えば、倉林・作間『国民経済計算』第 1 章、のほか、倉林義正「国民経済計算と社会統計の体系——展望と設計」『経済研究』1974 年 5 月号、倉林義正「社会・人口統計体系」『経済学大辞典』第 I 巻、東洋経済新報社、1980 年等を参照。社会・人口統計を

IARIW 第19回総会におけるSNA改訂に関する特別セッションをめぐる以下の考察では紙幅の制約とSNA改訂的方法的基礎を解明する趣旨に即して、焦点を前述した第2のトピックスにしぼって進めることにしよう。この場合特に注目されるのはSNA改訂の構造をめぐるBochove and TuinenとVanoliとの間で交された方法上の論争とでも言うべき応酬があったことである²⁷⁾。

SNA改訂のための戦略の基本的な論点としてボツコーヴとタイネンが問題としているのは、改訂SNAの構造が“一枚岩の単一体系”(one monolithic system)でなければならないかということである。言うところの“一枚岩の単一体系”の典型は、表2.1に表章されるような現行SNAであり、また著者たちによってしばしば引合いに出されるフランスの国民経済計算体系、とくにSCCN (Système central de comptabilité nationale)である。ここで著者たちがフランスの国民経済計算の体系に特に言及していることは注目してよい事実である。なぜならばこのフランスの国民経済計算体系こそSNAを目標として企図された「フランスの成果とアングロ＝サクソンの成果の収束」にほかならないのであって、この事実はヨーロッパの国民経済計算の専門家たちの間ではすでに共通の認識となっている事がらだからである²⁸⁾。

核とする社会的関心領域とSNAの関連は、今回のSNA改訂作業においては“サテライト勘定”(Compte Satellite)の構想に即して拡充されることになっている。なお“サテライト勘定”の概略に関しては、倉林義正・松田芳郎「研究・開発の社会会計」『経済研究』1981年4月号、を参照。

27) この第2のトピックスに関連して提出された3つの論文は、筆者による基調報告論文の短縮版、および筆者の論文に対する3人の予定討論者(ストーン、オークルスト、および(インドの)チャウドリ)のコメントとともに *Review of Income and Wealth*, June 1986誌上に収載されており上記特別セッションの大勢を概観するのに便利である。上記3人の予定討論者は筆者の基調報告に対し、それぞれの個人的体験——ストーンが旧SNAから現行のSNAの公刊において中心的な存在であったこと、オークルストが現行SNAを討議する専門家会議において指導的な役割を演じてきたこと、チャウドリが開発途上国へのSNAの適用に関し豊富な実績の所有者であることをそれぞれに想起せられたい——に基づいて適切なコメントを与えているのであるが、紙幅の制約によってそれらに關する余裕を全く持ち合わせていない。

28) これらの事情に対するわが国のエコノミストならびに統計専門家の認識はすこぶる低調であり、関心は皆無に等しい。筆者が偶見したフランスの国民経済計算の入門書、教科書および専門書としては以下の数

国民経済計算の体系に課される多様化するそうして時としてしばしば競合かつ対立するさまざまな要求に対して、ボツコーヴとタイネンは“一枚岩の単一体系”では全く対応しきれないがゆえに代替的な解決として提案するのが“コア体系”に附加的構成部分として“モジュール”を配置する構造である。著者の言う“コア体系”とは経済全体の詳細な叙述であって、それが経済全体の代替的叙述に容易に変換されるように、生産の境界、部門分割、統計単位と分類を与えることによって構成された体系を言う。これに加えて複数の“モジュールの集り”が“コア体系”に附加されることによって経済全体の叙述をさまざまに多様化することができると説く。“コア体系”と“モジュール”によって複合的に構成される著者たちの国民経済の体系に具体的なイメージを与えるためには、“コア体系”と“モジュール”の内容と実体を示す

点を数える(当然に網羅的な書目ではない)ことができる。

J. E. Chaperon et M. Seruzier, *Initiation pratique à la Comptabilité nationale selon la nouveau système*, Masson, Paris 1976 et 1980.

Alan Pichot, *Comptabilité nationale, les nouveaux systèmes français et étrangers*, Dunod, Paris 1979.

A. E. Nivollet, *La nouvelle Comptabilité nationale*, Cahiers français, No. 193, Octobre-décembre 1979.

J. Marczewski, *Comptabilité nationale*, Dalloz, Paris 1965.

Jean Benard, *Comptabilité nationale et modèles de politique économique*, Presses Universitaires de France, Paris 1972.

Edith Archambault et Oleg Arkhipoff, (eds.), *Études de comptabilité nationale*, Economica, Paris 1986.

この中でChaperon et SeruzierおよびNivolletの書物はいずれも入門書であるが中でも後者は平易な叙述の中に深い研究の内容を盛り込み出色の入門書となっている。例えば、同書をわが国の類似の入門書として人びとが好んで引用する『新SNA入門』(経済企画庁国民所得部編, 東洋経済新報社, 1979年)と比較すると叙述の正確性と的確さ, 盛り込まれている内容の広がりや深さにおいてNivolletの書物は群を抜いており、『新SNA入門』と比較してほとんど天地の隔りがある。Pichotの書物は標準的な教科書, Archambault et Arkhipoffによる編纂は最近におけるフランスの国民経済計算の研究動向の一例として掲げておく。MarczewskiとBenardはいずれもフランスの新しい国民経済計算の体系に触れていないが、後者は本文の中で述べたフランスとアングロ＝サクソンの成果の収束を予測しており、内容的にも程度の高い教科書である。わが国の学者による研究としては、僅に、山下正毅「フランスの新国民経済計算体系SECN」『横浜経営研究』第1巻第3号, 1981, を数えるに過ぎない。

べきであろう。

著者たちによるとコア体系は、i)マクロ経済ブロックとii)メソ経済ブロックとから構成される。ここでi)のマクロ経済ブロックは

① 結合生産、所得、資本および対外勘定(すなわち、SNA の第I類勘定に相当する)、

② 制度部門別の生産、所得と支出、資本調達と蓄積勘定、
によって構成される。これに対してii)のメソ経済ブロックの不可欠の構成要素としては、

① 産業と商品に関する投入産出表(すなわち、SNA のU表とV表)、

② 制度部門を細分割した亜部門勘定、

が考えられている。著者たちの構想するコア体系の構造は1968 SNA との比較において3つの一般的特徴を持つものと言えよう。第1に、マクロ経済ブロックとメソ経済ブロックの内部の一貫性を確保するため、(イ)生産勘定における“部局企業”に対する特別の取扱いを行わない。すなわち、“政府サービスの生産者”と“一般政府”の範囲を合致させることで、制度部門別の一貫性と徹底を図る。(ロ)産出と附加価値およびその構成要素の産業別分割に制度部門別分割を加える。(ハ)制度部門を適当な亜部門に再分割する。これらの操作によってマクロ経済ブロックとメソ経済ブロックのより完全な連係が達成されるわけであるが、同時に、筆者の見るところでは、当然に部門分割の二重性とスクリーン勘定の機動的な利用によって構成されている擬似接合体系としてのSNA の構造特性を否定する方向性を歴然と際立たせるものを言うことができる。第2に、著者たちは“コア体系”における生産の境界を生産に関与する生産要素に対する貨幣的支払いを伴う生産活動に限定することを提案している。従って、SNA では生産の境界に含まれる自給生産、自己所有家屋の帰属計算などは生産の対象物とはみなされないと言うことになる。第3に、取引フローの発生源と帰着点を取引当事者の間で直接的に結びつけることで、取引フローの間接的なルーティング、いわゆる attribution を極力避けることが指摘されている。この指摘は周知の現物貨銀・現物給与の処理に典型的に象徴されるような最終消費と中間消費の境界問題に対するSNA による解決に対し根本的な再検討を迫る示唆である。

ボツコーヴとタイネンによって提案せられた“コア体系”に関するこれらの一般的特性は結局のところ、まず第1に、この体系に最大限の制度部門別特性を賦与する

こと、第2に、取引のフローを市場を通し現実に実行される取引に限定することで、その発生と帰着が言うところの「取引主体/取引」原則を含意することを帰結していると言えるであろう。すなわち、著者たちによって提案された“コア体系”はその実体において「ラグルス報告」がイメージしている体系に近似していると言えよう。これまでもしばしば随所で注記したように、著者たちの個々の取引項目に関する処理が「ラグルス報告」に盛り込まれた提案としばしば合致するのはこの理解を裏づけるものであろう。

“コア体系”から受けるかなり明確なイメージと比較すると、著者たちの“モジュール”の叙述が伝える印象はやや稀薄である。著者たちによると“コア体系”が経済全体の詳細な叙述であるのに対して、“モジュール”は経済理論や国民経済計算体系に対するニーズによって特定化される経済の特定の部分の解析的叙述を目的とするものであって、多分に数量分析の専門領域であるとされている。すなわち“コア体系”が最大限の制度部門別特性によって特徴づけられるのと対照的に“モジュール”は“コア体系”のデータを機能別のデータに変換させる役割を受け持つのである。当然に考える“モジュール”はほとんど無限と言ってよい。著者たちが例示する“モジュール”の内容は次のようなものである。

(イ) 分類モジュール(SNA の経済活動分類、政府の目的分類、ベトル提案から導れる消費支出の分類など)。

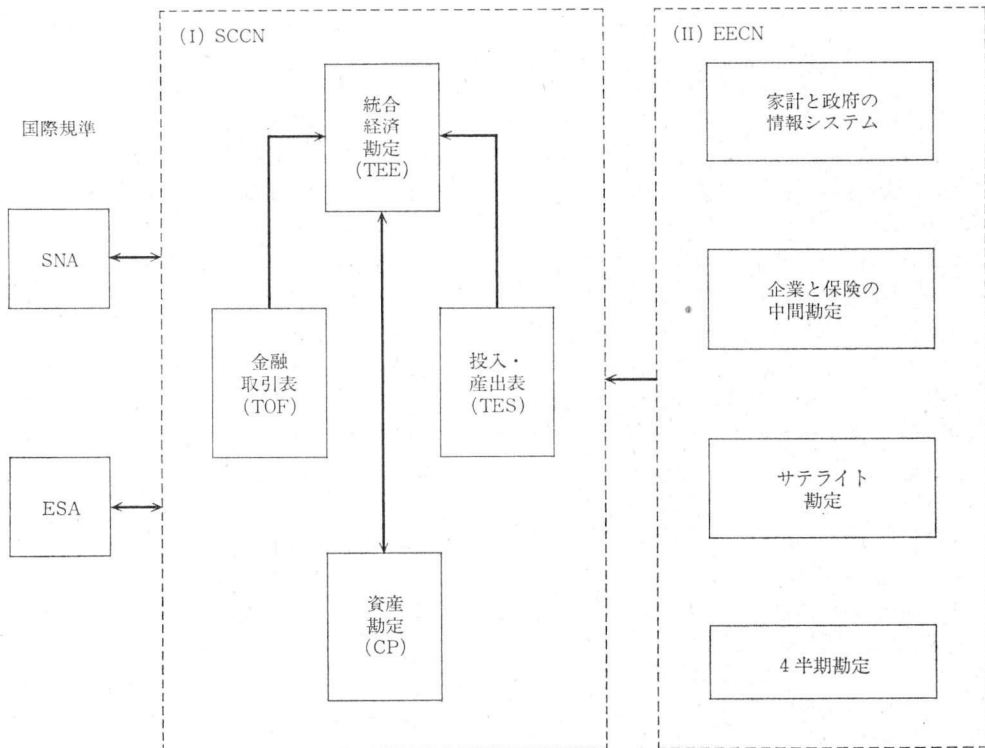
(ロ) 投入・産出モジュール(ここではU表とV表に特定の技術仮定を適用して導かれる商品×商品および産業×産業の投入・産出表が含まれる)。

(ハ) 所得分布モジュール(United Nations, *Provisional Guidelines on Statistics of the Distribution of Income, Consumption and Accumulation of Households, Studies in Methods, Series M, No. 61, New York, 1977*, の発展である。家計部門の細分によって第1次所得とその再分配(税、社会保障、政府支出がもたらす便益)の詳細を追跡する)。

(ニ) その他特定の領域(教育・文化など)に関するモジュール(フランスの“サテライト勘定”の対象関心領域に対応している)、概念に関するモジュール(例えば、インフレーション会計など)などにも言及されているが、詳しい説明は与えられていない。

著者たちはまた“モジュール”をSNA と関連する統計の国際的な規準との遠近関係に注目して以上の3つのグループに分類している。

第1図 フランスの国民経済計算体系の構成



(ア) 義務的モジュール(国際的規準に基づく統計報告のため各国に作成が義務づけられているモジュール)。

(イ) 望ましいモジュール(国際的に合意されているが、各国はその作製に責任を負わなくてもよいモジュール)。

(ウ) 試験的モジュール(各国で試験的に開発を進めているモジュール)。

以上の分類に基づいて著者たちは“コア体系”に若干の(ア)のグループに属するモジュールを加えて、これを“中心体系”(central system)と名付け、SNA改訂の対象であると主張している²⁹⁾。

29) 本文中の適当な個所で言及した筆者のコメントに加えて、ボツコーヴとタイネンの提案する“コア体系”と“モジュール”の複合体系に対しては言及すべき点はなお多々あるが、紙幅の制約のため以下の2点を指摘するに止める。第1に、国民経済計算の体系が言うところの“一枚岩の単一体系”を目標にすべきかどうかについては国民経済計算研究の出発点を形成する1950年代の初頭より注意されて来たところであった。初期国民経済計算の研究書の最高峰の著者であるオールソンは上記単一体系の設計をa general account-

ing designと呼び、ストーンによる“コア体系”と“モジュール”を複合する新しいSNA体系の構想に対し、ヴァー

ing designと呼び、ストーンの体系(例えば、R. Stone, “Functions and Criteria of a System of Social Accounting,” *Income and Wealth*, Series I, Bowes & Bowes, London, 1951)をその典型と考えている。これと対照的位置を占めるのが特定の目的から出発する勘定設計でオールソンはその例示として投入・産出表を挙げている。これらの2つの接近方法の対立を前提として、オールソンは単一体系の設計には難点が多いと主張している(Ingvar Ohlsson, *On National Accounting*, Konjunkturinstitutet, Stockholm, 1953, p. 163)。国民経済計算研究の初期においては単一体系を目指す接近に対する障碍と困難が大きかったことを示す1つの例証と言えよう。第2に、ボツコーヴとタイネンによる“コア体系”と“モジュール”の複合体系は、単に国民経済計算体系の中心を構成するだけでなく、オランダの中央統計局で進められている経済統計体系の組織化作業の骨格的な枠組として利用されていることを忘れてはならない。また“コア体系”を構成するメソ経済ブロックはマクロ集計量とミクロ・データの連係(linkage)にとって不可欠の概念的基礎を提供する。この間の事情は、C. A. van Bochove, “The Micro-Meso-Macro Linkage for Business in an SNA-compatible

ノーリの方法は“一枚岩の単一体系”としての1968 SNAの発展にある。ヴァノーリがこの論文において対照する単一体系として関説するのはこのSNAの1つの展開ともみなされるフランスの国民経済計算の体系(*le système élargi de comptabilité nationale français*—略してSECN)である。注記でも述べたように、ここでSECNの概略について立入った論評を与える余裕はないが、ヴァノーリの議論の理解を助けるためにSECNの全体像を示しておくことが必要であろう。SECNの構成は第1図において図解される。SECNはその中心的な枠組となるSCCNと、その拡大体系(*Élargissement et enrichissement des comptes nationaux* 図示のEECN)とから構成されている。SCCNは、さらに、わが国の国民(所得)勘定に当る総合経済勘定(*le tableau économique d'ensemble—TEE*)を核として、その実物面の細分である投入・産出表(*le tableau d'entrées et de sorties—TES*)、および金融面の細分である金融取引表(*le tableau des opérations financières—TOF*)によって補充されている。また図からわが国の国民経済計算体系における国民および部門別貸借対照表をほぼ表象する資産勘定(*comptes patrimoniaux*)によってTESがサポートされていることも観察されよう。これら中心的枠組の拡大版であるEECNに目を転じると、それは3つのやや性格を相違するデータの集りによって構成されていることに気づく。その第1のグループは(イ)家計と政府の情報システムと、(ロ)企業と保険に関する中間勘定とから成るデータの集りであって、これらはマクロ集計量とマイクロ・データを連係するための中間的枠組として機能する。さきに述べたボツコーヴとタイネン論文が言及したメソ経済ブロックの構想と近似するデータの集りと言ってよいであろう。第2のグループは“サテライト勘定”であって、さまざまな社会的関心領域との接触面における社会データと経済データとの結合が企図されている。第3のグループは四半期データによって編成される勘定体系であるが、わが国の場合とは異なりこの種のデータの集りの体系的な開発はヨーロッパの諸国ではむしろ最近の関心に属することを附言しておくべきであろう。

フランスの国民経済計算の体系に関する前置きはこの程度に止めて、われわれは先を急がねばならない。ヴァノーリが単一体系の必要と重要性を確認した上で主張する主要な論点は3つある。その第1は、SCCNが一方にお

いて関連する経済データのカバレッジと整合性を厳格に保障するとともに、他方で補完的なさまざまな接近方法の試みを含みうるとともにさまざまなレベルでのデータの細分と詳細さを導入しうる意味で十分に弾力的な体系たりうると言うことである。事実、フランスにおいてSCCNの基礎の上に分析的応用の試みが多面的に開発されている事実を想起するならば、このヴァノーリの主張するところは決して虚飾の誇張とは断言しえないであろう³⁰⁾。

ヴァノーリは第2の論点としてマクロ集計量とマイクロ・データを連係する中間的な枠組としての企業と保険の中間勘定の役割をとり上げている。ここでヴァノーリはこの中間勘定の重要性を十分に認識した上でなおマクロ集計量とマイクロ・データの連係の前に横たわるいくつかの難点を指摘している。第1は、例えば企業の中間勘定を念頭に置いた上で、マイクロの企業データが取引の分類、評価の規準、記録の時点などで国民経済計算のそれと相違することである。第2は、虚偽の記録、脱税などの存在である。第3は、かりに企業の中間勘定を中継にしてマクロ集計量とマイクロ・データの連係が推進されたとしても、第1図に即して言えば、家計と政府の情報システムを中継するマクロとマイクロの連係の困難が残されていることである。これらの困難を克服するための詳細な方法的検討はこのヴァノーリ論文の核心でありまた圧巻であるが、ここでは到底その検討の技術的詳細に立入るスペースが残されていない。大まかに概観するならば、ヴァノーリが解決のために模索する方向は、まず企業に関してマイクロの企業に関する営業報告とサンプル調査を基礎に編制されるデータ・ベースから中間勘定を中継して、SCCNのレベルにおける総合と調整へ進む経路と、中間勘定を欠くため推計によって直接にSCCNのレベルに到達する接近が併用されていること、政府について言うならば地方政府に関しては中間勘定の設定が有益であろうが、社会保障基金に関してはその必要は比較的に少ないであろうこと、総じて、中央政府についてはマクロとミ

System of Economic Statistics,” a paper presented at the Twentieth General Conference of IARIW, 23-29 August, 1987, Rocca di Papa, Italy, に詳しい。

30) その一例として“成長会計”と“国民勘定の不変価格表示”の総合を企図して Courbis と Templé によって提案された“余剰の会計”分析(*comptes de surplus*)を挙げることができよう。この分析は SCCN の枠組と企業の中間勘定の枠組とデータの集りを用意するのでなければ、分析の徹底を望むことはできないからである。詳しくは, Raymond Courbis et Philippe Templé, *La méthode des “Comptes de surplus” et ses applications macroéconomiques*, No. 160 des Collection de l'INSEE, Serie C, No. 35, Juillet 1975, を参照。

クロの連係が直接的に達成されるであろうこと、むしろ最大の困難が予想されるのは対家計民間非営利団体を含めて家計関連データに関するマイクロ・データベースの編制にあることが指摘されていることを言及するだけに止めなければならない³¹⁾。

ヴァノーリが指摘する第3の論点は前述した単一体系における“サテライト勘定”の役割に関連している。ここでヴァノーリは、SCCNの持つ制約と社会的関心領域への経済データの開発の必要性を理由として“サテライト勘定”が必要であるゆえんを強調した後、“サテライト勘定”の構造に言及するのであるが、これらの論点に関

31) 企業を対象とするマクロ集計量とマイクロデータの連係の問題は企業会計と国民経済計算の接触面を拡大する観点からも重要な意義を持つものと言えよう。事実国民経済計算体系の開発が開始せられた1950年代のはじめから、“企業会計と社会会計の交渉”と言う問題意識に支えられて、主として会計学者からの注目と関心を惹いた。この展開の流れに即した研究は1970年代のわが国において“マイクロ会計とマクロ会計の統合”の提案となって現われている。これらの点に関しては、崎堅二・能勢信子共編『企業会計と社会会計』森山書店、1971年を参照。当然のことながらこの研究においてはSNAおよびフランスの国民経済計算体系に関する言及は見られない。

国民経済計算と企業会計の間の取引評価の規準と記録時点などの相違に関連してヴァノーリは、フランスの企業会計原則であるplan comptableとの調整に言及している(Andre Vanoli, *op. cit.*, p. 172)。この論点も企業会計と国民経済計算の接触面の拡大にとって重要な問題の1つであろう。わが国におけるこの分野の比較的最近の研究としては、小関誠三「フランスにおける企業会計と社会会計——改訂プラン・コンタブル考察の一視点」『中央大学経済研究所年報』第11号1980、を参照。

個々の家計を単位とするマイクロ・データベースの編成においてサンプル調査データのみならず行政記録の多角的な利用が不可避であることはヴァノーリによっても認識されている(Andre Vanoli, *op. cit.*, p. 176)。この種のマイクロ・データベースの編成においてラグルス夫妻によって研究が進められている“統計的照合”の方法によるデータベースの合成が威力を発揮するのであることは想像に難くない、企業会計の側からするマイクロ会計に関する研究分野ではこの種の大容量データ・セットの編成と利用に対する関心は概して乏しいようである。例えば、玉田啓八「マクロ社会会計とマイクロ企業会計」『中央大学研究所年報』第11巻、1980を参照。

してはすでに注26)で言及した倉林・松田[1981]による研究においてふれておいたのでこれ以上立入る必要はないであろう。引きつづいてヴァノーリが扱っている“サテライト勘定”と改訂SNAの関りは小論の主題と直接の関係を持つからその概略を見ておくことにしよう。ここでヴァノーリは“サテライト勘定”の特質がSCCNとは異って自己完結の体系であるよりも、外に向って開かれた体系である点を強調している。すなわちこの“サテライト勘定”は筆者によってかつて注意された「システムの中に開かれた部分、あるいは全体の中に位置づけられた部分としての統一体」として特徴づけられているHolonの構造を持つとすることができよう³²⁾。“サテライト勘定”のこの特質を確認した上でSNAの改訂に関し“サテライト勘定”の開発は2つの示唆を含んでいるとヴァノーリは主張する。その第1点は、この“サテライト勘定”を改訂SNAの中心的枠組の中に収容する構造、ないしそれとの関連づけに関する問題である。ここでヴァノーリはSCCN対マイクロ・データベースとの対比において“メソ・サテライト勘定/体系”(autures comptes/systèmes méso-satellites)の可能性を示唆しているが、その具体的な内容を提示するまでには至っていない。第2点は、この中心的枠組を補充する表章としての“サテライト勘定”の機能であって、ヴァノーリはその表章の形態としてSAM(social accounting matrices)の開発を含むいくつかの可能性を例示しているが、これまた詳細の展開は今後の検討に委ねられている、このように“サテライト勘定”の具体的な内容と詳細は今後の研究と開発にまつべき部分を多々残しているのではあるが“サテライト勘定”を改訂SNAの一部として収容すべきであるとするヴァノーリの主張は、今日の国民経済計算の専門家の間では共通の合意と認識となりつつあるとすることができよう。“サテライト勘定”の展開を含め、SNA改訂の中心的枠組をどのように設計するか、これらの問題は場所をあらためて論ずべき重要な論点と言わなければならない。

(一橋大学経済研究所)

32) 倉林義正「国民経済計算と社会統計の体系——設計と展望」『経済研究』第25巻2号、1974年5月号、p. 117. Andre Vanoli, *op. cit.*, p. 186. ただし、ヴァノーリはこのHolonの構造を明示的に認識しているわけではない。